

高齢者の医療費

8月からの税制改正に伴う経過措置

公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴って一定以上所得者になる方で、次のいずれかにあてはまる方については「自己負担限度額」についてののみ「一般」を適用します。

1	課税所得	145万円以上 213万円未満	
2	収入の合計金額	一人世帯	383万円以上 484万円未満
		2人以上世帯	520万円以上 621万円未満

* 2の場合は申請が必要です。

老年者に関する住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

老年者に関する住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯は住民税課税世帯となるが、一部が住民税非課税になる場合、住民税非課税者については「自己負担限度額」および「入院時食事代の標準負担額」は「低所得」を適用します。

* 老齢福祉年金受給者は「低所得」を適用します。

対象となる人・・・住民税課税者が合計所得金額125万円以下の平成17年1月1日現在65歳以上の人だけの世帯の住民税非課税者

自己負担限度額(月額) この限度額は平成18年9月30日まで適用されます。

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	40,200円
一定以上所得者	40,200円	72,300円 医療費が361,500円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算 (過去12カ月間に世帯単位の自己負担 限度額を超えた支給があった場合、4 回目以降は40,200円)
低所得	8,000円	24,600円
低所得	8,000円	15,000円